

公募型プロポーザル方式による受託候補者選定実施公告

令和8・9年度国民健康保険特定保健指導等業務委託（単契）について、公募型プロポーザル方式により受託候補者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和8年4月17日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

1 業務の概要

- (1) 業務名
令和8年度 第157号
令和8・9年度 国民健康保険特定保健指導等業務委託（単契）
- (2) 業務目的
本業務は、生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者が自らの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うとともに、健康な生活を維持し、生活習慣病を予防することを目的に実施する。
- (3) 業務内容
仕様書のとおり
- (4) 業務期間
契約締結後5日以内 から 令和9年10月31日 まで

2 参加資格

本業務にかかる公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に参加することができる者は、次に掲げる要件に該当する者とします。

- (1) 甲賀市建設工事等入札参加停止基準による入札参加停止を現に受けていないこと。
- (2) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 自己又は自社若しくは自社の役員等が、次のアからカまでのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

- (6) 社会保険診療報酬支払基金に特定保健指導機関の登録がされている者であること。
- (7) 初回面接、継続支援及び3か月以上経過後の評価を含む特定保健指導業務受託実績があること。(特に市町村国民健康保険での特定保健指導の実績があれば望ましい。)

3 選考方法

上記参加資格を満たしているプロポーザル参加者による企画提案書の書面審査、及びプレゼンテーションの審査を行い、その内容を令和8・9年度国民健康保険特定保健指導等業務委託(単契)プロポーザル審査委員会において評価し、受託候補者の選定を行う。

4 参加申込手続等

- (1) 書類の提出先及び問合せ先

〒528-8502 滋賀県甲賀市水口町水口6053番地
甲賀市役所市民環境部保険年金課
電話 0748-69-2140 ファクシミリ 0748-63-4618
電子メールアドレス koka10203000@city.koka.lg.jp

- (2) 実施要項等の交付

実施要項その他の資料の交付については、次のとおりとします。

- ア 交付期間

令和8年4月17日(金)から5月20日(水)まで

- イ 交付場所

甲賀市ホームページからのダウンロードを原則とします。

URL <http://www.city.koka.lg.jp>

- ウ 交付書類

実施要領、仕様書等

- (3) 実施要領等に対する質問期限及び回答

- ア 実施要領、仕様書等に対して質問することができる者は、上記2の参加資格を満たしている者としてします。

- イ 質問方法

質問書(様式は実施要領に添付)により電子メールで行うこと。(郵送、持参、ファクシミリも可。)※ただし、ファクシミリ又は電子メールの場合は、必ず電話等で送信した旨を伝え、所管課で受信したことを確認すること。

- ウ 質問期限

令和8年5月14日(木) 正午必着

質問期限以降は、一切受け付けません。

- エ 回答方法

一括して質問回答書として取りまとめ、市ホームページに回答します。なお、個別回答は行いません。

- オ 回答期日

令和8年5月18日(月)

- (4) 参加申込書等の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる提出書類を提出してください。

なお、申込書を提出した事業者へは、市が参加資格を審査した後、公募型プロポーザル参加資格審査結果通知書にて通知します。

- ア 提出書類

- (a) 参加申込書

- (b) 資格、登録状況がわかるもの(特定保健指導業務受託実績、及び特定保健指導

機関の登録がされている者であることがわかるもの（任意様式）

(c) 甲賀市入札参加資格者名簿に登録がない場合にあっては、次に掲げる書類
各1部

- ① 法人にあっては、履歴（又は現在）事項全部証明書の写し
- ② 法人でない団体にあっては、代表者の身分証明書の写し
- ③ 個人にあっては、身分証明書の写し
- ④ 法人にあっては、直近年度の国税（法人税及び消費税）、都道府県税及び市区町村税の納税証明書（滞納がないことが確認できるもの。）の写し
- ⑤ 個人にあっては、直近年度の国税（所得税及び消費税）、都道府県税及び市区町村税の納税証明書（滞納がないことが確認できるもの。）の写し

※各証明書については、3か月以内に発行されたものであること。

イ 提出場所 上記4(1)に同じ。

ウ 提出方法及び期限

- (a) 持参による提出 令和8年5月20日（水）午後5時まで
- (b) 郵送による提出 郵便書留とし、令和8年5月20日（水）午後5時 必着

(5) 企画提案書等の提出

本プロポーザルへの参加資格を有する者は、次に掲げる提出書類を提出してください。

ア 提出書類

- (a) 企画提案書
- (b) 企画提案書本編（様式は問わない。）
- (c) 申込者概要書（様式は問わない。）
- (d) 業務実績調書（様式は問わない。）
- (e) 実施体制調書（様式は問わない。）
- (f) 価格見積書（様式は問わない。）

※ 提出書類の詳細は、実施要領をご覧ください。

イ 提出場所 上記4(1)に同じ。

ウ 提出方法及び期限

- (a) 持参による提出 令和8年5月29日（金）午後5時まで
- (b) 郵送による提出 郵便書留とし、令和8年5月29日（金）必着

(5) 企画提案にかかるプレゼンテーション

ア 実施日 令和8年6月8日（月）予定

イ 実施場所 甲賀市役所3階 301会議室 予定

ウ 提案時間 20分間（提案説明は、本業務に従事する者が行ってください。）
（なお、申込者が多数の場合は、時間を変更する場合があります。）

エ 質疑応答 20分間

オ 説明者人数 3人以内

カ 電子データによる提案説明を行う場合は、あらかじめ甲賀市が準備したプロジェクターを利用することができます。なお、使用する電子データは、企画提案書と同一内容とし、追加等は一切認めません。

ただし、内容の省略による頁数の変更及び構成の変更は妨げません。

キ 担当者及び責任者の来所が困難な場合は、ウェブ会議ツールによるプレゼンテーションも可能とします。その場合は、本市が指定するウェブ会議ツールを使用すること。

ク 申込者が多数の場合は、別途審査日を設けることがあります。

(6) プレゼンテーション審査の結果通知

プレゼンテーションの全提案者に対し、プレゼンテーションの審査結果を通知します。

ア 通知日 令和8年6月12日（金）予定

(7) その他

ア 失格となる企画提案書

企画提案書が次の各号のいずれかに該当する場合は、失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知する。

- (a) 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの
- (b) 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (c) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (d) 虚偽の内容が記載されているもの

イ その他

- (a) 提出書類の作成等、参加にかかる全ての費用は、提案者の負担とする。
- (b) 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (c) 全ての提出書類は、返却しない。
- (d) 提出された企画提案書は、業者の特定以外には提案者に無断で使用しないこととする。ただし、提案の内容について今後の参考とすることがある。
- (e) 提出された書類は、業者の特定を行う作業に必要な範囲において、複製することがある

5 その他の留意事項

詳細は、実施要領、仕様書等による。